

高知市個人情報取扱業務委託基準

(令和5年2月24日制定)

1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、実施機関が個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合において講じなければならない個人情報の保護に関する措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 基準の対象となる委託

この基準の対象となる委託は、実施機関が個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を市の機関以外の者に依頼して行わせることをいい、具体的には、個人情報の入力、編集、分析、出力等の処理を委託すること等が想定されるが、これらに限らず、契約の形態・種類を問わない。このため、印刷、筆耕、翻訳等に係る契約や公の施設の運営業務委託、使用料の収納の委託等の公法上の委託を含むものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、市の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を除く。

3 委託先の選定に当たっての措置

- (1) 個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる者を選定するため、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）及び別記「個人情報取扱特記事項」の内容に留意するとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴する前に、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることを相手方に周知すること。

4 契約の締結に当たっての措置

- (1) 委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての自己点検に関する事項等の必要な事項について書面で確認すること。
- (2) 契約書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）には、次の記載例のように受託者（個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者をいう。以下同じ。）が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を記載するものとする。ただし、契約書等に個人情報取扱特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。なお、契約書等の書面を作成しない委託契約の場合は、契約事項として、受託者に個人情報取扱特記事項の交付等を行うものとする。

(記載例)

(個人情報の保護)

第〇条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 委託の実施に当たっての措置

- (1) 個人情報の取扱いに係る業務を処理させるために受託者に取り扱わせる個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- (2) 受託者に個人情報を提供する場合は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務の内容、保有個人情報の利用目的、秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。
- (3) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、受託者に対する監督を十分に行わなければならない。このため実施機関は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受託者における作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、定期及び随時に報告をさせ確認するほか、少なくとも年1回以上、原則として実地検査を実施すること。
- (4) 受託者において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合（再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合を含む。）には、受託者に上記3、4並びに5(1)及び(2)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、受託者を通じて、又は実施機関自らが5(3)の措置を実施すること。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先において再々委託される場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

6 その他

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、受託者に個人番号及び特定個人情報を取り扱わせる場合は、この基準で定めた措置のほか、同法その他関係法令に基づく必要な措置を講ずること。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（適正な管理）

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により甲に通知しなければならない。

（従事者への監督及び教育の実施）

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（取得の制限）

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（取扱制限）

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第13 乙は、定期に、及び甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、又は甲により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

4 乙は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、甲からこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における対応)

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

(損害賠償)

第 15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

注 1 「甲」は高知市を、「乙」は受託者をいう。

2 個人情報に係る業務の処理の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加するものとする。